

「新潟市食の安全基本方針(第三次改定素案)」に対するパブリックコメント手続きの実施結果について

「新潟市食の安全基本方針(第三次改定素案)」について、貴重なご意見をお寄せいただき、誠にありがとうございました。

いただいたご意見に対する市の考え方をまとめましたので、結果を公表します。

なお、ご意見の一部については、趣旨を損なわない範囲で要約し掲載させていただきましたので、ご了承ください。

■意見募集期間

令和元年12月17日(火曜)～令和2年1月16日(木曜)

■結果公表日

令和2年4月1日(水曜)

■広報手段

- ・市ホームページに掲載
- ・市政情報室、食の安全推進課、各区役所、各出張所、中央図書館にて資料配布

■ご意見の提出状況、案の修正

- ・意見提出者数：4名(提出方法：郵送1、FAX1、窓口へ持参2)
- ・意見数：4件
- ・案の修正：1件

■結果公表場所

結果は次の場所で閲覧できます。(閉庁日、休館日は除きます)

- ・市政情報室(市役所本館1階)
- ・食の安全推進課(総合保健医療センター 3階)
- ・各区役所(資料の設置場所は各区地域課・地域総務課へお問い合わせください)
- ・各出張所
- ・中央図書館(ほんぽーと)

■問い合わせ先

新潟市保健所食の安全推進課(総合保健医療センター 3階)

所在地：〒950-0914 新潟市中央区紫竹山3丁目3番11号

電話：025-212-8223 FAX：025-246-5673

電子メール：shokuanzen@city.niigata.lg.jp

「新潟市食の安全基本方針（第三次改定素案）」に対する パブリックコメントに寄せられたご意見及び市の考え方

No.	該当箇所	ご意見の概要	ご意見に対する 市の考え方	案の 修正
1	IV 関係者の責務 と役割 3 市民の役割 (5 ページ)	パブリックコメントや 意見交換会等は限られた 少数の参加のため、老人 会・婦人会等の場にて、正 しい知識の習得を必然的 に努めてはいかがか。	「食の安全」をテーマとしたさ わやかトーク宅配便を活用する などし、市民への知識の普及と 同時に意見収集に努めます。	無
2	VI 施策の推進 視点① 1 生産段階にお ける安全性の 確保 (1) 農作物の安全 性の確保 (9 ページ)	啓発指導だけでなく、 国・県等の関係機関と連携 し、安全性の確保のための 栽培指導や、必要に応じ て、有害物質の残留検査に も取り組むことが必要で あると考える。	市内各 JA で研修を開催し、農 薬の適正指導に向けた指導が実 施されています。 また、農産物の残留農薬につ いては、新潟市食品衛生監視指 導計画に基づき、収去検査を行 っており、今後も継続して行っ てまいります。	無
3	VI 施策の推進 視点② 2 関係者間の連 携・協働の推 進 (1) 地域で活動す る組織や団体 との連携強化 (15 ページ)	スーパーのみそ売り場 で、各みその味噌汁一杯あ たりの塩分量が価格の隣 に表示されており、とても よい取組だと思った。行政 からもスーパーや外食店 などにこのような表記を 促していただき、拡がって ゆくとよいと思った。	適切な食生活に関する普及啓 発については、飲食店や販売店 と連携した「野菜 de ちよいしお メニュー」の提供などにより取 り組んでいることから、VI 2 (1) 【健康増進課】部分の記載を、 「○食生活関係団体（栄養士会、 食生活改善推進委員協議会）や 食品関連事業者等と連携し…」 と修正します。今後もいただ いたご意見も含め、「にいがたち よいしおプロジェクト」を推進し てまいります。	有
4	全体	初めて読んだ一般市民 でも分かりやすく良くまと められた基本方針にな っていると思います。 修正・追加すべき箇所はあ りません。	ご意見ありがとうございました。	無